

接種前に必ずご一読ください

带状疱疹の予防接種についての説明書

带状疱疹とは

带状疱疹は過去に水痘(水ぼうそう)にかかったときに体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水泡が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

対象となる方

- ① 年度内に65歳を迎える方。
- ② 60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方。
- ③ 令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方も対象となります。

带状疱疹ワクチンとは

带状疱疹ワクチンには生ワクチン(阪大ビケン:乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」)、組換えワクチン(GSK社:シングリックス)の2種類があり、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なっていますが、いずれのワクチンも带状疱疹やその合併症に関する予防効果が認められています。

	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK社)
接種回数	1回(皮下接種)	2回(筋肉内接種)
接種スケジュール	—	通常2か月以上の間隔で2回接種 ※病気や治療により免疫機能の低下がある方、または低下の可能性のある方等で、医師が早期の接種が必要と判断した方は接種間隔を1か月の間隔まで短縮することがあります。
接種できない方	病気や治療によって免疫が低下している方は接種できません。	免疫の状態にかかわらず接種可能です。
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上の間隔を置いて接種。	筋肉内に注射をするため血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。

その他に、接種前に発熱を呈している方、重篤な急性疾患に罹っている方、それぞれの予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方等はいずれのワクチンをも接種できません。

また、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、带状疱疹ワクチン(生ワクチン、組換えワクチン)の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方はいずれのワクチンについても注意が必要です。

(裏に続きます⇒)

带状疱疹ワクチンの予防効果

	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK 社)
接種後1年時点	6割程度	9割以上の効果
接種後5年時点	4割程度の効果	9割程度の効果
接種後10年時点	—	7割程度の効果

※合併症の一つである带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

带状疱疹ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、アナフィラキシー、ギラン・バレー症候群がみられることがあります。接種後に気になる症状を認めた場合は接種した医療機関へお問い合わせください。

主な副反応発現割合	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK 社)
70%以上	—	疼痛*
30%以上	発赤*	発赤*、筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感*、熱感*、腫脹*、疼痛*、硬結*	頭痛、腫脹*、悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感*、倦怠感、その他の疼痛

*ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文章より厚労省にて作成

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの带状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、生ワクチン(阪大微研)については、ほかの生ワクチンと27日以上の間隔をあけて接種してください。

接種を受けた後の注意点

ワクチン接種後の30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。

※ 注射した部位は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。

※ 接種当日の激しい運動、大量の飲酒は控えるようにしてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するのに重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことができないことから、救済制度が設けられています。

ご不明な点は下記へお問い合わせください

お問合せ先：綾部市保健推進課保健推進担当

綾部市青野町東馬場下15番地の6(綾部市保健福祉センター内)

電話:42-0111/FAX:42-5488 E-mail hokensuisin@city.ayabe.lg.jp